

報告第1号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第14号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月28日専決

新城市長 下 江 洋 行

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時  | 令和4年11月3日 午前11時40分頃   |
| 2 | 事故発生場所  | 北設楽郡東栄町大字本郷字上大林1  |
| 3 | 賠償する相手方 | 豊橋市在住 70代女性   |
| 4 | 事故の概要   | 東栄フェスティバルの駐車場内において駐車場所へ移動するため車両を後進した際、後続で停車状態で待機していた相手方の車両に衝突し、相手方の車両が損傷した。 |
| 5 | 損害賠償額   | 73,480円   |

報告第2号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第1号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	鳳来総合支所建設工事
2	工 事 場 所	新城市長篠地内
3	変更前請負契約金額	940,709,000円
4	変更後請負契約金額	945,406,000円
5	今回変更による増額	4,697,000円
6	契 約 の 相 手 方	松井・鈴木特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志 構成員 新城市大野字上野76番地8 株式会社鈴木工務店 代表取締役 鈴 木 太

## 第1号議案

新城市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

新城市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び消防長並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「新城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新城市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図面の写しの交付による開示にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について実施機関が定める方法による開示にあつては当該方法による開示に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関に法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求があったときは、新城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年新城市条例第27号）第1条に規定する新城市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

（運用状況の公表）

第6条 市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（新城市個人情報保護条例の廃止）
- 2 新城市個人情報保護条例（平成17年新城市条例第26号）は、廃止する。  
（新城市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の新城市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条及び第13条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前に旧条例第13条第2項に規定する委託を受けた個人情報取扱事務に従事していた者又は旧条例第13条第4項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第27条又は第33条第1項の規定による請求が旧実施機関にされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定す

る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

（新城市情報公開条例の一部改正）

8 新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日」を「開示請求があった日から14日」に改める。

第13条中「実施機関の事務所に到達した日から起算して45日」を「あった日から44日」に改める。

（新城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 新城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年新城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項及び新城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新城市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関並びに新城市議会の個人情報の保護に

関する条例（令和５年新城市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第１条に規定する新城市議会をいう。

- (2) 公文書 情報公開条例第１２条第１項に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第２条第２項に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第７８条第１項第４号、第９４条第１項若しくは第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。）又は議会個人情報保護条例第２０条第５号ア、第３５条第１項若しくは第４２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（所掌事務）

第３条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第２１条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第４５条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第５０条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

２ 前項各号に掲げるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

（新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

10 新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年新城市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「新城市個人情報保護条例（平成１７年新城市条例第２６号）第１３条第４項」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項において準用する同条第１項及び第６７条」に改める。

## 理 由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を整備するため必要があるからである。

## 第2号議案

### 新城市職員退職手当基金の設置及び管理に関する条例の制定

新城市職員退職手当基金の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市職員退職手当基金の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年新城市条例第58号）の規定に基づく退職手当の支給に必要となる財源を確保するため、新城市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

#### (処分)

第5条 基金は、第1条の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、職員の退職手当の支給に要する財源を安定的に確保するため必要があるからである。

### 第3号議案

#### 新城市職員定数条例の一部改正

新城市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

#### 新城市職員定数条例の一部を改正する条例

新城市職員定数条例（平成17年新城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「719人」を「732人」に改め、同号イ中「237人」を「250人」に改め、同条第8号中「155人」を「175人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、市民病院及び消防の事務部局の職員を増加し、業務体制の充実を図るため必要があるからである。

## 第4号議案

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「150,000円」を「200,000円」に、「300円」を「400円」に、「140,000円」を「190,000円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「90,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、保育所園医、学校医等に支給する報酬の額を改定するため必要があるからである。

## 第5号議案

### 新城市消防団条例の一部改正

新城市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市消防団条例の一部を改正する条例

新城市消防団条例（平成17年新城市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、別表第1左欄に掲げる階級区分に応じ、同表右欄に定める報酬年額を支給する。

3 消防団員が災害、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2左欄に掲げる職務区分に応じ、同表右欄に定める報酬日額を支給する。

別表中「32,000円」を「37,000円」に、「22,000円」を「36,500円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

職務区分	報酬日額
災害出動	8,000円
訓練等出動	2,000円

備考

1 災害出動とは、火災、地震、風水害等が発生し、又は発生するおそれのある場合に出動することをいい、訓練等出動とはあらかじめ計画された活動に出動することであって、消防長が別に定めるものをいう。

2 災害出動の職務に従事した時間が4時間以内の場合にあつては4,000円とし、8時間を超える場合にあつては8時間を超える4時間までごとに4,000円を加算する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の処遇の改善を図るため必要があるからである。

## 第6号議案

新城市市民センターほうらいの設置及び管理に関する条例の制定

新城市市民センターほうらいの設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市市民センターほうらいの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、新城市市民センターほうらい（以下「市民センターほうらい」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の交流及び地域活動を推進し、市民福祉の向上及び地域文化の振興を図るため、市民センターほうらいを新城市長篠字仲野16番地11に設置する。

(利用の許可)

第3条 市民センターほうらいの集会室及び相談室を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民センターほうらいの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第4条 市長は、市民センターほうらいの集会室及び相談室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 市民センターほうらいの建物及びその附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市民センターほうらいの管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各

号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。この場合においては、利用者がこのために損害を生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 第8条に定める使用料を納付しないとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(特別の設備)

第6条 利用者は、市民センターほうらいの建物及びその附属設備に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、許可を受けた集会室若しくは相談室の利用が終わったとき又は第5条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第11条 市民センターほうらいにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為
- (2) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為
- (3) 市民センターほうらいの建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれ

のある行為

(4) その他市民センターほうらいの管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(損害賠償)

第12条 市民センターほうらいの建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第14条 詐欺その他不正の行為により、第8条の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月8日から施行する。

(準備行為)

2 市民センターほうらいの利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

区分	単位	使用料
集会室1	1時間	400円
集会室2	1時間	400円
集会室3	1時間	400円
集会室4	1時間	300円
相談室	1時間	100円

備考

1 利用者が市内居住者(市内に在住、在学若しくは在勤する者又は所在する団体をいう。以下同じ。)以外のものである場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。

- 2 利用者が市内居住者であって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
- 3 利用者が市内居住者以外のものであって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。
- 4 使用料を算定する場合において、1時間に満たないものがある場合は、1時間とみなして計算する。

#### 理 由

この案を提出するのは、新城市市民センターほうらいを設置するため必要があるからである。

## 第7号議案

### 新城市総合支所設置条例等の一部改正

新城市総合支所設置条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市総合支所設置条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新城市長篠字下り箴1番地2」を「新城市長篠字仲野16番地11」に改める。

- (1) 新城市総合支所設置条例（平成17年新城市条例第2号）第2条の表
- (2) 新城市公告式条例（平成17年新城市条例第4号）第2条第2項第2号
- (3) 新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）別表第2

### 附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、新城市鳳来総合支所の位置を変更するため必要があるからである。

第 8 号議案

新城市開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市開発センターの設置及び管理に関する条例(平成 1 7 年新城市条例第 3 1 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

(新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例(平成 1 7 年新城市条例第 6 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

病院	開発センター
----	--------

」

を

「

病院	
----	--

」

に改める。

別表第 2 中

「

養護老人ホーム	開発センター
---------	--------

」

を

「

養護老人ホーム	
---------	--

」

に改める。

理 由

この案を提出するのは、新城市開発センターを廃止するため必要があるからである。

## 第9号議案

新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例の制定

新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境（以下「地域環境」という。）と太陽光発電設備との調和を図るため、太陽光発電設備の設置に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するもの及び市長が別に定めるものを除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備を設置する行為、設置に伴う土地の造成等をいう。
- (3) 事業区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 設置者 設置事業を行う者（次号の施工者を除く。）をいう。
- (5) 施工者 設置者から設置事業を請け負う者をいう。
- (6) 管理者 太陽光発電設備を管理する者（第4号の設置者を除く。）をいう。
- (7) 近隣関係者 設置事業に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定める者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市内における全ての太陽光発電設備について適用する。

(設置者、施工者及び管理者の責務)

第4条 設置者、施工者及び管理者は、新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例（平成24年新城市条例第55号）その他関係法令等を遵守し、地域環境と太陽光発電設備との調和を図るために市が行う必要な措置に協力しなければなら

ない。

2 設置者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 規則で定める区域を事業区域としないこと。
- (2) 災害の防止に努めること。
- (3) 地域環境の保全及び保護に努めること。
- (4) 近隣関係者と良好な関係を保つよう努めること。

3 管理者は、太陽光発電設備が地域環境との調和に支障を来さないよう、適切な管理に努めなければならない。

(事前協議)

第5条 設置者は、設置事業を行おうとするときは、当該設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 太陽光発電設備の出力
- (3) 設置者、施工者及び管理者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）及び連絡先
- (4) 設置事業の着手予定日及び完了予定日
- (5) 近隣関係者に対する事業計画の説明会（以下「近隣説明会」という。）の開催予定日
- (6) 太陽光発電設備の管理方法（災害時又は廃止後において講ずる措置を含む。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、設置者に通知するものとする。

(近隣関係者への説明)

第6条 設置者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、近隣説明会を開催しなければならない。

2 設置者は、近隣説明会を開催するに当たっては、事業計画について規則で定める事項を説明し、近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 設置者は、近隣説明会の開催日から起算して14日前までに、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

4 設置者は、近隣説明会を終了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業計画の届出等)

第7条 設置者は、前条第4項の規定による届出をした後、設置事業の着手予定日から起算して30日前までに、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、速やかに変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該届出に係る事業計画のうち設置者の氏名、住所及び連絡先を変更しようとするときは、変更後の設置者が変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。

(着手等の届出)

第8条 設置者は、設置事業に着手しようとするときは、設置事業の着手予定日から起算して7日前までに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)は、前項に規定する完了から太陽光発電設備の使用を廃止するまでの間、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

4 設置者等は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

5 設置者等は、前2項の規定による標識の設置をしたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

6 設置者等は、太陽光発電設備の使用を休止し、又は再開したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

7 設置者等は、太陽光発電設備の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して30日前までに、市長に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出をした者は、事業計画に基づき、太陽光発電設備の使用の廃止後において講ずる措置を適切に行わなければならない。

9 第7項の規定による届出をした者は、前項の措置が完了したときは、速やかに市

長に届け出なければならない。

(事業の承継)

第9条 設置者等から相続、譲渡、合併その他の理由により太陽光発電設備の権利義務を承継した者は、承継の日から起算して30日以内に、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(指導、助言及び勧告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、設置者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議をしたとき。
- (2) 第6条第4項、第7条、第8条第1項、第2項、第5項から第7項まで、第9項又は第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第6条第3項、第8条第3項又は第4項の規定による標識の設置をしなかったとき。
- (4) 前項の指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、勧告を受けた者の氏名、住所及び連絡先並びに勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 第6条第4項、第8条第1項、第2項又は第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又

は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の規定(第8条第7項及び第9項を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設置事業に着手する太陽光発電設備について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から44日を経過する日までの間に設置事業に着手しようとする太陽光発電設備に係るこの条例の適用については、第5条は適用せず、第6条第3項中「近隣説明会の開催日から起算して14日前までに」とあるのは「速やかに」と、第7条第1項中「設置事業の着手予定日から起算して30日前までに」とあるのは「速やかに」と、第8条第1項中「設置事業の着手予定日から起算して7日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

4 附則第2項の規定にかかわらず、施行日から30日を経過する日までの間に使用を廃止しようとする太陽光発電設備に係るこの条例の適用については、第8条第7項中「廃止しようとする日から起算して30日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

5 この条例の施行日前に新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱(平成27年10月23日施行)第5条の規定により手続がされたものについては、この条例の相当規定により手続がされたものとみなす。

#### 理 由

この案を提出するのは、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境と太陽光発電設備との調和を図るため必要があるからである。

## 第10号議案

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新城市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（個人番号の利用範囲）

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の機関は、同表の中欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、当該機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「第5号令」という。）第15条で定める事務に準ずるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第5号令第15条で定める事務に準ずるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、個人番号の独自利用事務に係る規定を整備するため必要があるからである。

## 第11号議案

新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理に関する条例の廃止

新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理にする条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第115号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市デイサービスセンター寿楽荘を廃止するため必要があるからである。

## 第12号議案

### 新城市国民健康保険条例の一部改正

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険条例（平成17年新城市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新城市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産に係る費用の経済的負担を軽減するため必要があるからである。

### 第13号議案

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市子ども・子育て会議条例の一部改正

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城市保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(新城市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 新城市子ども・子育て会議条例（平成25年新城市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第14号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のた

めの移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一

部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第15号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の

乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の新都市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 理 由

この案を提出するのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に  
に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第16号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第

2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第17号議案

新城市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新城市鳳来保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市鳳来保健センターを廃止するため必要があるからである。

第18号議案

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

西部公民館	地区館	新城市杉山字道目記24番地
鳳来公民館		新城市長篠字下り箆1番地2

」

を

「

西部公民館	地区館	新城市杉山字道目記24番地
-------	-----	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、鳳来公民館を廃止するため必要があるからである。

## 第19号議案

### 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第17号中「産婦人科」を「婦人科」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、標榜診療科名を変更するため必要があるからである。

第20号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第10号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第21号議案

令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第22号議案

令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第23号議案

令和4年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第24号議案

令和4年度新城市病院事業会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第25号議案

令和4年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第26号議案

令和4年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第27号議案

令和4年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第28号議案

令和5年度新城市一般会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第29号議案

令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第30号議案

令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第31号議案

令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第32号議案

令和5年度新城市宅地造成事業特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第33号議案

令和5年度新城市千郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第34号議案

令和5年度新城市東郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第35号議案

令和5年度新城市吉川組財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第36号議案

令和5年度新城市小畑財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第37号議案

令和5年度新城市中宇利財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第38号議案

令和5年度新城市富岡財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第39号議案

令和5年度新城市黒田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第40号議案

令和5年度新城市庭野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第41号議案

令和5年度新城市一畝田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第42号議案

令和5年度新城市八名井財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第43号議案

令和5年度新城市大野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第44号議案

令和5年度新城市川合池場財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第45号議案

令和5年度新城市海老財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第46号議案

令和5年度新城市山吉田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第47号議案

令和5年度新城市作手財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第48号議案

令和5年度新城市病院事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第49号議案

令和5年度新城市水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第50号議案

令和5年度新城市工業用水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

第51号議案

令和5年度新城市下水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行













第58号議案

新城市東郷財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市東郷財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	林 洋 司	

理 由

この案を提出するのは、令和5年5月30日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第59号議案

新城市養護老人ホームの指定管理者の指定

新城市養護老人ホームの指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市養護老人ホーム	社会福祉法人 和敬会	令和5年4月1日から令和
新城市一畝田字清水野 12番地3	新城市八束穂字天王 1032番地2	10年3月31日まで

理 由

この案を提出するのは、新城市養護老人ホームの指定管理者を指定するため必要があるからである。

第60号議案

新城市辺地に係る総合整備計画の変更

新城市辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 新城市辺地に係る総合整備計画書の新旧対照表

変更後						変更前					
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 大和田・東高松・小林辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 大和田・東高松・小林辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
林道	新城市	288,600	195,776	92,824	92,500	林道	新城市	310,950	210,999	99,951	99,700
市道	新城市	59,000	24,500	34,500	34,500	市道	新城市	59,000	24,500	34,500	34,500
合 計		347,600	220,276	127,324	127,000	合 計		369,950	235,499	134,451	134,200
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 守義・木和田辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 守義・木和田辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
林道	新城市	155,145	100,956	54,189	53,900	林道	新城市	164,949	108,580	56,369	56,200
市道	新城市	7,500	0	7,500	7,500	市道	新城市	7,500	0	7,500	7,500
合 計		162,645	100,956	61,689	61,400	合 計		172,449	108,580	63,869	63,700

様式3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 見代・赤羽根・杉平辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>124,470</u>	<u>82,436</u>	<u>42,034</u>	<u>41,200</u>
合 計		<u>124,470</u>	<u>82,436</u>	<u>42,034</u>	<u>41,200</u>

様式3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 田代辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>107,300</u>	<u>70,800</u>	<u>36,500</u>	<u>36,400</u>
合 計		<u>107,300</u>	<u>70,800</u>	<u>36,500</u>	<u>36,400</u>

様式3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 見代・赤羽根・杉平辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>100,620</u>	<u>66,600</u>	<u>34,020</u>	<u>33,300</u>
合 計		<u>100,620</u>	<u>66,600</u>	<u>34,020</u>	<u>33,300</u>

様式3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 田代辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>80,150</u>	<u>53,100</u>	<u>27,050</u>	<u>27,000</u>
合 計		<u>80,150</u>	<u>53,100</u>	<u>27,050</u>	<u>27,000</u>

様式 3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 塩瀬辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>216,550</u>	<u>136,786</u>	<u>79,764</u>	<u>79,500</u>
合 計		<u>216,550</u>	<u>136,786</u>	<u>79,764</u>	<u>79,500</u>

様式 3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 七郷一色辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>15,750</u>	<u>10,200</u>	<u>5,550</u>	<u>5,400</u>
合 計		<u>15,750</u>	<u>10,200</u>	<u>5,550</u>	<u>5,400</u>

様式 3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 塩瀬辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>308,800</u>	<u>195,866</u>	<u>112,934</u>	<u>112,900</u>
合 計		<u>308,800</u>	<u>195,866</u>	<u>112,934</u>	<u>112,900</u>

様式 3

## 総合整備計画書

愛知県新城市 七郷一色辺地

1 (略)

2 (略)

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	新城市	<u>19,650</u>	<u>12,800</u>	<u>6,850</u>	<u>6,700</u>
合 計		<u>19,650</u>	<u>12,800</u>	<u>6,850</u>	<u>6,700</u>

第61号議案

新城市過疎地域持続的発展計画の変更

新城市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

変更箇所 (変更後計画の 頁、行等)	変更後	変更前																																																																																																																																																																
6 頁	<p>○鳳来地区</p> <p>ア 人口の推移と動向</p> <p>表 1-1 (1) 鳳来地区のとおり、昭和 35 年に 21,420 人であった人口が平成 27 年には 11,023 人となり、55 年間の人口減少率は、<b>48.5%</b>となっている。</p>	<p>○鳳来地区</p> <p>ア 人口の推移と動向</p> <p>表 1-1 (1) 鳳来地区のとおり、昭和 35 年に 21,420 人であった人口が平成 27 年には 11,023 人となり、55 年間の人口減少率は、<b>51.4% (変更)</b>となっている。</p>																																																																																																																																																																
7 頁	<p>表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) : 鳳来地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和 35 年</th> <th colspan="2">昭和 40 年</th> <th colspan="2">昭和 45 年</th> <th colspan="2">昭和 50 年</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>21,420 人</td> <td>△9.3%</td> <td>19,421 人</td> <td>△10.9%</td> <td>17,307 人</td> <td>△4.4%</td> <td>16,538 人</td> <td>△4.4%</td> </tr> <tr> <td>0 歳～14 歳</td> <td>7,224 人</td> <td>△24.5%</td> <td>5,457 人</td> <td>△26.8%</td> <td>3,992 人</td> <td>△14.5%</td> <td>3,413 人</td> <td>△14.5%</td> </tr> <tr> <td>15 歳～64 歳</td> <td>12,249 人</td> <td>△2.8%</td> <td>11,910 人</td> <td>△7.2%</td> <td>11,053 人</td> <td>△2.5%</td> <td>10,773 人</td> <td>△2.5%</td> </tr> <tr> <td>  うち 15 歳～   29 歳(a)</td> <td>4,236 人</td> <td>△8.4%</td> <td>3,881 人</td> <td>△10.0%</td> <td>3,493 人</td> <td>△5.7%</td> <td>3,293 人</td> <td>△5.7%</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上(b)</td> <td>1,947 人</td> <td>5.5%</td> <td>2,054 人</td> <td>10.1%</td> <td>2,262 人</td> <td>3.9%</td> <td>2,351 人</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>(a) / 総数 若者比率</td> <td>19.8%</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> <td>—</td> <td>20.2%</td> <td>—</td> <td>19.9%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(b) / 総数 高齢者比率</td> <td>9.1%</td> <td>—</td> <td>10.6%</td> <td>—</td> <td>13.1%</td> <td>—</td> <td>14.2%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		実 数	増減率	総数	21,420 人	△9.3%	19,421 人	△10.9%	17,307 人	△4.4%	16,538 人	△4.4%	0 歳～14 歳	7,224 人	△24.5%	5,457 人	△26.8%	3,992 人	△14.5%	3,413 人	△14.5%	15 歳～64 歳	12,249 人	△2.8%	11,910 人	△7.2%	11,053 人	△2.5%	10,773 人	△2.5%	うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,236 人	△8.4%	3,881 人	△10.0%	3,493 人	△5.7%	3,293 人	△5.7%	65 歳以上(b)	1,947 人	5.5%	2,054 人	10.1%	2,262 人	3.9%	2,351 人	3.9%	(a) / 総数 若者比率	19.8%	—	20.0%	—	20.2%	—	19.9%	—	(b) / 総数 高齢者比率	9.1%	—	10.6%	—	13.1%	—	14.2%	—	<p>表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) : 鳳来地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和 35 年</th> <th colspan="2">昭和 40 年</th> <th colspan="2">昭和 45 年</th> <th colspan="2">昭和 50 年</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>21,420 人</td> <td>△9.3%</td> <td>19,421 人</td> <td>△9.3%</td> <td>17,307 人</td> <td>△4.0% (変更)</td> <td>16,538 人</td> <td>△4.4%</td> </tr> <tr> <td>0 歳～14 歳</td> <td>7,224 人</td> <td>△24.5%</td> <td>5,457 人</td> <td>△24.5%</td> <td>3,992 人</td> <td>△17.3% (変更)</td> <td>3,413 人</td> <td>△14.5%</td> </tr> <tr> <td>15 歳～64 歳</td> <td>12,249 人</td> <td>△2.8%</td> <td>11,910 人</td> <td>△2.8%</td> <td>11,053 人</td> <td>△0.4% (変更)</td> <td>10,773 人</td> <td>△2.5%</td> </tr> <tr> <td>  うち 15 歳～   29 歳(a)</td> <td>4,236 人</td> <td>△8.4%</td> <td>3,881 人</td> <td>△8.4%</td> <td>3,493 人</td> <td>△2.1% (変更)</td> <td>3,293 人</td> <td>△5.7%</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上(b)</td> <td>1,947 人</td> <td>5.5%</td> <td>2,054 人</td> <td>5.5%</td> <td>2,262 人</td> <td>10.4% (変更)</td> <td>2,351 人</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>(a) / 総数 若者比率</td> <td>19.8%</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> <td>—</td> <td>20.2%</td> <td>—</td> <td>19.9%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(b) / 総数 高齢者比率</td> <td>9.1%</td> <td>—</td> <td>10.6%</td> <td>—</td> <td>13.1%</td> <td>—</td> <td>14.2%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	総数	21,420 人	△9.3%	19,421 人	△9.3%	17,307 人	△4.0% (変更)	16,538 人	△4.4%	0 歳～14 歳	7,224 人	△24.5%	5,457 人	△24.5%	3,992 人	△17.3% (変更)	3,413 人	△14.5%	15 歳～64 歳	12,249 人	△2.8%	11,910 人	△2.8%	11,053 人	△0.4% (変更)	10,773 人	△2.5%	うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,236 人	△8.4%	3,881 人	△8.4%	3,493 人	△2.1% (変更)	3,293 人	△5.7%	65 歳以上(b)	1,947 人	5.5%	2,054 人	5.5%	2,262 人	10.4% (変更)	2,351 人	3.9%	(a) / 総数 若者比率	19.8%	—	20.0%	—	20.2%	—	19.9%	—	(b) / 総数 高齢者比率	9.1%	—	10.6%	—	13.1%	—	14.2%	—						
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年																																																																																																																																																											
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率																																																																																																																																																										
総数	21,420 人	△9.3%	19,421 人	△10.9%	17,307 人	△4.4%	16,538 人	△4.4%																																																																																																																																																										
0 歳～14 歳	7,224 人	△24.5%	5,457 人	△26.8%	3,992 人	△14.5%	3,413 人	△14.5%																																																																																																																																																										
15 歳～64 歳	12,249 人	△2.8%	11,910 人	△7.2%	11,053 人	△2.5%	10,773 人	△2.5%																																																																																																																																																										
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,236 人	△8.4%	3,881 人	△10.0%	3,493 人	△5.7%	3,293 人	△5.7%																																																																																																																																																										
65 歳以上(b)	1,947 人	5.5%	2,054 人	10.1%	2,262 人	3.9%	2,351 人	3.9%																																																																																																																																																										
(a) / 総数 若者比率	19.8%	—	20.0%	—	20.2%	—	19.9%	—																																																																																																																																																										
(b) / 総数 高齢者比率	9.1%	—	10.6%	—	13.1%	—	14.2%	—																																																																																																																																																										
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年																																																																																																																																																											
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率																																																																																																																																																										
総数	21,420 人	△9.3%	19,421 人	△9.3%	17,307 人	△4.0% (変更)	16,538 人	△4.4%																																																																																																																																																										
0 歳～14 歳	7,224 人	△24.5%	5,457 人	△24.5%	3,992 人	△17.3% (変更)	3,413 人	△14.5%																																																																																																																																																										
15 歳～64 歳	12,249 人	△2.8%	11,910 人	△2.8%	11,053 人	△0.4% (変更)	10,773 人	△2.5%																																																																																																																																																										
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,236 人	△8.4%	3,881 人	△8.4%	3,493 人	△2.1% (変更)	3,293 人	△5.7%																																																																																																																																																										
65 歳以上(b)	1,947 人	5.5%	2,054 人	5.5%	2,262 人	10.4% (変更)	2,351 人	3.9%																																																																																																																																																										
(a) / 総数 若者比率	19.8%	—	20.0%	—	20.2%	—	19.9%	—																																																																																																																																																										
(b) / 総数 高齢者比率	9.1%	—	10.6%	—	13.1%	—	14.2%	—																																																																																																																																																										
7 頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和 55 年</th> <th colspan="2">昭和 60 年</th> <th colspan="2">平成 2 年</th> <th colspan="2">平成 7 年</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>16,155 人</td> <td>△2.3%</td> <td>16,000 人</td> <td>△1.0%</td> <td>15,498 人</td> <td>△3.1%</td> <td>15,142 人</td> <td>△2.3%</td> </tr> <tr> <td>0 歳～14 歳</td> <td>3,192 人</td> <td>△6.5%</td> <td>3,185 人</td> <td>△0.2%</td> <td>2,765 人</td> <td>△13.2%</td> <td>2,308 人</td> <td>△16.5%</td> </tr> <tr> <td>15 歳～64 歳</td> <td>10,398 人</td> <td>△3.5%</td> <td>9,931 人</td> <td>△4.5%</td> <td>9,478 人</td> <td>△4.6%</td> <td>9,102 人</td> <td>△4.0%</td> </tr> <tr> <td>  うち 15 歳～   29 歳(a)</td> <td>2,830 人</td> <td>△14.1%</td> <td>2,371 人</td> <td>△16.2%</td> <td>2,246 人</td> <td>△5.3%</td> <td>2,310 人</td> <td>2.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		実 数	増減率	総数	16,155 人	△2.3%	16,000 人	△1.0%	15,498 人	△3.1%	15,142 人	△2.3%	0 歳～14 歳	3,192 人	△6.5%	3,185 人	△0.2%	2,765 人	△13.2%	2,308 人	△16.5%	15 歳～64 歳	10,398 人	△3.5%	9,931 人	△4.5%	9,478 人	△4.6%	9,102 人	△4.0%	うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,830 人	△14.1%	2,371 人	△16.2%	2,246 人	△5.3%	2,310 人	2.8%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和 55 年</th> <th colspan="2">昭和 60 年</th> <th colspan="2">平成 2 年</th> <th colspan="2">平成 7 年</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> <th>実 数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>16,155 人</td> <td>△2.3%</td> <td>16,000 人</td> <td>△2.3%</td> <td>15,498 人</td> <td>△3.1%</td> <td>15,142 人</td> <td>△2.3%</td> </tr> <tr> <td>0 歳～14 歳</td> <td>3,192 人</td> <td>△6.5%</td> <td>3,185 人</td> <td>△6.5%</td> <td>2,765 人</td> <td>△13.2%</td> <td>2,308 人</td> <td>△16.5%</td> </tr> <tr> <td>15 歳～64 歳</td> <td>10,398 人</td> <td>△3.5%</td> <td>9,931 人</td> <td>△3.5%</td> <td>9,478 人</td> <td>△4.6%</td> <td>9,102 人</td> <td>△4.0%</td> </tr> <tr> <td>  うち 15 歳～   29 歳(a)</td> <td>2,830 人</td> <td>△14.1%</td> <td>2,371 人</td> <td>△14.1%</td> <td>2,246 人</td> <td>△5.3%</td> <td>2,310 人</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上(b)</td> <td>2,565 人</td> <td>9.1%</td> <td>2,884 人</td> <td>12.0%</td> <td>3,255 人</td> <td>12.9%</td> <td>3,732 人</td> <td>14.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		実 数	増減率	総数	16,155 人	△2.3%	16,000 人	△2.3%	15,498 人	△3.1%	15,142 人	△2.3%	0 歳～14 歳	3,192 人	△6.5%	3,185 人	△6.5%	2,765 人	△13.2%	2,308 人	△16.5%	15 歳～64 歳	10,398 人	△3.5%	9,931 人	△3.5%	9,478 人	△4.6%	9,102 人	△4.0%	うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,830 人	△14.1%	2,371 人	△14.1%	2,246 人	△5.3%	2,310 人	2.8%	65 歳以上(b)	2,565 人	9.1%	2,884 人	12.0%	3,255 人	12.9%	3,732 人	14.7%																																																									
区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年																																																																																																																																																											
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率																																																																																																																																																										
総数	16,155 人	△2.3%	16,000 人	△1.0%	15,498 人	△3.1%	15,142 人	△2.3%																																																																																																																																																										
0 歳～14 歳	3,192 人	△6.5%	3,185 人	△0.2%	2,765 人	△13.2%	2,308 人	△16.5%																																																																																																																																																										
15 歳～64 歳	10,398 人	△3.5%	9,931 人	△4.5%	9,478 人	△4.6%	9,102 人	△4.0%																																																																																																																																																										
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,830 人	△14.1%	2,371 人	△16.2%	2,246 人	△5.3%	2,310 人	2.8%																																																																																																																																																										
区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年																																																																																																																																																											
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率																																																																																																																																																										
総数	16,155 人	△2.3%	16,000 人	△2.3%	15,498 人	△3.1%	15,142 人	△2.3%																																																																																																																																																										
0 歳～14 歳	3,192 人	△6.5%	3,185 人	△6.5%	2,765 人	△13.2%	2,308 人	△16.5%																																																																																																																																																										
15 歳～64 歳	10,398 人	△3.5%	9,931 人	△3.5%	9,478 人	△4.6%	9,102 人	△4.0%																																																																																																																																																										
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,830 人	△14.1%	2,371 人	△14.1%	2,246 人	△5.3%	2,310 人	2.8%																																																																																																																																																										
65 歳以上(b)	2,565 人	9.1%	2,884 人	12.0%	3,255 人	12.9%	3,732 人	14.7%																																																																																																																																																										

	65歳以上(b)	2,565人	9.1%	2,884人	<u>12.4%</u>	3,255人	12.9%	3,732人	14.7%	(変更)							
	(a)／総数 若者比率	17.5%	—	14.8%	—	14.5%	—	15.3%	—	17.5%	—	14.8%	—	14.5%	—	15.3%	—
	(b)／総数 高齢者比率	15.9%	—	18.0%	—	21.0%	—	24.6%	—	15.9%	—	18.0%	—	21.0%	—	24.6%	—

25頁  
2行～3行

また、森林整備の基盤となる現地に適合した林道や森林作業道の整備を積極的に推進すると共に、必要な人材の育成への継続的な取り組みとして、林業事業者へ、森林経営計画作成のための研修や森林整備の技術研修会などへの参加を啓発しているが、資格試験受講者自体が伸び悩んでいる。今後、森林環境譲与税を活用した森林整備の拡大に伴い、林業事業者などの人材確保が課題となる。

また、森林整備に(変更)必要な人材の育成への継続的な取り組みとして、林業事業者へ、森林経営計画作成のための研修や森林整備の技術研修会などへの参加を啓発しているが、資格試験受講者自体が伸び悩んでいる。今後、森林環境譲与税を活用した森林整備の拡大に伴い、林業事業者などの人材確保が課題となる。

27頁  
22行～23行

あわせて、森林資源を域内で適正かつ持続的に活用する、供給元から需要先に至る一連の流通網や林道など林内路網の整備を進め、効率的・効果的な作業環境を確保し、現在十分な出材が進んでいない森林からの円滑な出材を可能にする仕組みを再構築することにより、山に適正な収益を還元し森林の価値を生み出すとともに、出材された材を用材及び木質バイオマス燃料として活用する仕組みの構築について研究を行っていく。

あわせて、森林資源を域内で適正かつ持続的に活用する、供給元から需要先に至る一連の流通網を整備(変更)し、現在十分な出材が進んでいない森林からの円滑な出材を可能にする仕組みを再構築することにより、山に適正な収益を還元し森林の価値を生み出すとともに、出材された材を用材及び木質バイオマス燃料として活用する仕組みの構築について研究を行っていく。

30頁

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 農業	園芸施設団地整備事業 施設整備 1.5ha (トマト、ホウレンソウ、イチゴ)	新城市	鳳来地区 作手地区
		産地生産基盤パワーアップ事業 施設整備 <u>0.8ha</u>	新城市	<u>鳳来地区</u> 作手地区
		かんがい排水整備 (高里第3地区) 揚水機更新 1箇所	新城市	作手地区
		農地環境整備事業(作手清岳地区) A=27ha	愛知県	作手地区
		農地環境整備事業(布里地区) <u>A=12ha</u>	愛知県	鳳来地区
		農地環境整備事業(作手菅沼地区) <u>A=29ha</u>	愛知県	作手地区
		経営体育成基盤整備事業 (西田原地区) A=10ha	愛知県	作手地区
		<u>農地環境整備事業(西田原地区)</u> <u>A=10ha</u>	<u>愛知県</u>	<u>作手地区</u>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 農業	園芸施設団地整備事業 施設整備 1.5ha (トマト、ホウレンソウ、イチゴ)	新城市	鳳来地区 作手地区
		産地生産基盤パワーアップ事業 施設整備 <u>0.2ha (変更)</u> <u>(トマト) (削除)</u>	新城市	作手地区
		かんがい排水整備 (高里第3地区) 揚水機更新 1箇所	新城市	作手地区
		農地環境整備事業(作手清岳地区) A=27ha	愛知県	作手地区
		農地環境整備事業(布里地区) <u>A=13ha (変更)</u>	愛知県	鳳来地区
		農地環境整備事業(作手菅沼地区) <u>(追加)</u>	愛知県	作手地区
		経営体育成基盤整備事業 (西田原地区) A=10ha	愛知県	作手地区
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

		多面的機能支払交付金事業 (鳳来地区4地区・作手地区10地区)		新城市	鳳来地区 作手地区			多面的機能支払交付金事業 (追加)		新城市	鳳来地区 作手地区
30頁～32頁						(追加)					
		(2)林業	井戸入線(改良)	新城市	鳳来地区						
		林道	L=100m W=4.0m								
			ハンノ木線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=4.0m								
			ハンノ木線(舗装)	新城市	鳳来地区						
			L=1,000m W=4.0m								
			高野線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=3.0m								
			高野線(舗装)	新城市	鳳来地区						
			L=800m W=3.0m								
			鉛山線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=3.6m								
			鉛山線(舗装)	新城市	鳳来地区						
			L=1,000m W=3.6m								
			落ノ沢鳳地線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=3.6m								
			落ノ沢鳳地線(舗装)	新城市	鳳来地区						
			L=700m W=3.6m								
			高土線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=4.0m								
			高土線(舗装)	新城市	鳳来地区						
			L=1,800m W=4.0m								
			大血沢線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=100m W=3.6m								
			赤石線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=100m W=3.0m								
			大沢大田輪線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=200m W=3.0m								
			向山線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=100m W=4.0m								
			引地線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=100m W=3.0m								
			大和田線(改良)	新城市	鳳来地区						
			L=100m W=4.0m								

亀淵線 (改良) L=300m W=3.6m	新城市	鳳来地区
常道線 (改良) L=100m W=3.0m	新城市	鳳来地区
南沢入線 (改良) L=200m W=3.0m	新城市	鳳来地区
合垂石線 (改良) L=200m W=3.0m	新城市	鳳来地区
宝金沢線 (改良) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
通り久保線 (改良) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
野目利池線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区
長沢線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区
松ヶ入線 (改良) L=100m W=3.6m	新城市	鳳来地区
柳立線 (改良) L=200m W=3.6m	新城市	鳳来地区
北山王線 (改良) L=100m W=3.0m	新城市	鳳来地区
多利野線 (改良) L=200m W=3.6m	新城市	鳳来地区
棚山本線 (改良) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
ザット沢線 (開設：計画調査) L=2,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区
松沢線 (改良) L=100m W=3.0m	新城市	作手地区
松沢線 (舗装) L=1,000m W=3.0m	新城市	作手地区
南洞線 (改良) L=200m W=3.0m	新城市	作手地区
南洞線 (舗装) L=1,000m W=3.0m	新城市	作手地区

40 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 191 673 457"></td> <td data-bbox="673 191 857 457"></td> <td data-bbox="857 191 1317 323"> <u>金山橋 (市道中野中ノ沢線)</u>  <u>(橋梁修繕工事)</u>  L=22.7m W=4.0m </td> <td data-bbox="1317 191 1442 323">新城市</td> <td data-bbox="1442 191 1573 323">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 323 673 457"></td> <td data-bbox="673 323 857 457"></td> <td data-bbox="857 323 1317 457"> <u>一ツ橋 (市道七滝線)</u>  <u>(橋梁修繕工事)</u>  L=9.5m W=4.3m </td> <td data-bbox="1317 323 1442 457">新城市</td> <td data-bbox="1442 323 1573 457">鳳来地区</td> </tr> </table>						<u>金山橋 (市道中野中ノ沢線)</u> <u>(橋梁修繕工事)</u> L=22.7m W=4.0m	新城市	作手地区			<u>一ツ橋 (市道七滝線)</u> <u>(橋梁修繕工事)</u> L=9.5m W=4.3m	新城市	鳳来地区	(追加)																																																																																																																																																																			
		<u>金山橋 (市道中野中ノ沢線)</u> <u>(橋梁修繕工事)</u> L=22.7m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>一ツ橋 (市道七滝線)</u> <u>(橋梁修繕工事)</u> L=9.5m W=4.3m	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
41 頁～44 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 533 673 1934"></td> <td data-bbox="673 533 857 1934">(3) 林道</td> <td data-bbox="857 533 1317 621"> <u>山中線 (改良)</u>  L=200m W=3.0m </td> <td data-bbox="1317 533 1442 621">新城市</td> <td data-bbox="1442 533 1573 621">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 621 673 716"></td> <td data-bbox="673 621 857 716"></td> <td data-bbox="857 621 1317 716">山中線 (舗装) L=2,235m W=3.0m</td> <td data-bbox="1317 621 1442 716">新城市</td> <td data-bbox="1442 621 1573 716">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 716 673 810"></td> <td data-bbox="673 716 857 810"></td> <td data-bbox="857 716 1317 810">上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m</td> <td data-bbox="1317 716 1442 810">新城市</td> <td data-bbox="1442 716 1573 810">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 810 673 905"></td> <td data-bbox="673 810 857 905"></td> <td data-bbox="857 810 1317 905">作角線 (改良) L=300m W=3.0m</td> <td data-bbox="1317 810 1442 905">新城市</td> <td data-bbox="1442 810 1573 905">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 905 673 999"></td> <td data-bbox="673 905 857 999"></td> <td data-bbox="857 905 1317 999"> <u>赤羽根鴨ヶ谷線 (危険地対策)</u>  L=200m W=4.0m </td> <td data-bbox="1317 905 1442 999">新城市</td> <td data-bbox="1442 905 1573 999">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 999 673 1094"></td> <td data-bbox="673 999 857 1094"></td> <td data-bbox="857 999 1317 1094">赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 999 1442 1094">新城市</td> <td data-bbox="1442 999 1573 1094">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1094 673 1188"></td> <td data-bbox="673 1094 857 1188"></td> <td data-bbox="857 1094 1317 1188"> <u>登立線 (改良)</u>  L=200m W=4.0m </td> <td data-bbox="1317 1094 1442 1188">新城市</td> <td data-bbox="1442 1094 1573 1188">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1188 673 1283"></td> <td data-bbox="673 1188 857 1283"></td> <td data-bbox="857 1188 1317 1283">登立線 (舗装) L=800m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 1188 1442 1283">新城市</td> <td data-bbox="1442 1188 1573 1283">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1283 673 1377"></td> <td data-bbox="673 1283 857 1377"></td> <td data-bbox="857 1283 1317 1377"> <u>徳衛線 (危険地対策)</u>  L=300m W=5.0m </td> <td data-bbox="1317 1283 1442 1377">新城市</td> <td data-bbox="1442 1283 1573 1377">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1377 673 1472"></td> <td data-bbox="673 1377 857 1472"></td> <td data-bbox="857 1377 1317 1472"> <u>本宮線 (危険地対策)</u>  L=200m W=4.0m </td> <td data-bbox="1317 1377 1442 1472">新城市</td> <td data-bbox="1442 1377 1573 1472">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1472 673 1566"></td> <td data-bbox="673 1472 857 1566"></td> <td data-bbox="857 1472 1317 1566"> <u>子生堂線 (危険地対策)</u>  L=100m W=4.0m </td> <td data-bbox="1317 1472 1442 1566">新城市</td> <td data-bbox="1442 1472 1573 1566">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1566 673 1661"></td> <td data-bbox="673 1566 857 1661"></td> <td data-bbox="857 1566 1317 1661">ノッカド線 (危険地対策) L=200m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 1566 1442 1661">新城市</td> <td data-bbox="1442 1566 1573 1661">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1661 673 1755"></td> <td data-bbox="673 1661 857 1755"></td> <td data-bbox="857 1661 1317 1755">立岩線 (危険地対策) L=200m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 1661 1442 1755">新城市</td> <td data-bbox="1442 1661 1573 1755">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1755 673 1850"></td> <td data-bbox="673 1755 857 1850"></td> <td data-bbox="857 1755 1317 1850">高松田代線 (危険地対策) L=200m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 1755 1442 1850">新城市</td> <td data-bbox="1442 1755 1573 1850">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1850 673 1934"></td> <td data-bbox="673 1850 857 1934"></td> <td data-bbox="857 1850 1317 1934">神田道瓦線 (改良) L=1,061m W=4.0m</td> <td data-bbox="1317 1850 1442 1934">新城市</td> <td data-bbox="1442 1850 1573 1934">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1934 673 1934"></td> <td data-bbox="673 1934 857 1934"></td> <td data-bbox="857 1934 1317 1934">神田道瓦線 (舗装)</td> <td data-bbox="1317 1934 1442 1934">新城市</td> <td data-bbox="1442 1934 1573 1934">作手地区</td> </tr> </table>					(3) 林道	<u>山中線 (改良)</u> L=200m W=3.0m	新城市	鳳来地区			山中線 (舗装) L=2,235m W=3.0m	新城市	鳳来地区			上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m	新城市	作手地区			作角線 (改良) L=300m W=3.0m	新城市	鳳来地区			<u>赤羽根鴨ヶ谷線 (危険地対策)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m	新城市	作手地区			<u>登立線 (改良)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			登立線 (舗装) L=800m W=4.0m	新城市	作手地区			<u>徳衛線 (危険地対策)</u> L=300m W=5.0m	新城市	作手地区			<u>本宮線 (危険地対策)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			<u>子生堂線 (危険地対策)</u> L=100m W=4.0m	新城市	作手地区			ノッカド線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			立岩線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			高松田代線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区			神田道瓦線 (改良) L=1,061m W=4.0m	新城市	作手地区			神田道瓦線 (舗装)	新城市	作手地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1608 533 1798 1934"></td> <td data-bbox="1810 533 1976 1934">(3) 林道</td> <td data-bbox="1988 533 2436 621">(追加)</td> <td data-bbox="2448 533 2573 621">(追加)</td> <td data-bbox="2585 533 2739 621">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 621 1798 716"></td> <td data-bbox="1810 621 1976 716"></td> <td data-bbox="1988 621 2436 716">山中線 (舗装) L=2,235m W=3.6m (変更)</td> <td data-bbox="2448 621 2573 716">新城市</td> <td data-bbox="2585 621 2739 716">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 716 1798 810"></td> <td data-bbox="1810 716 1976 810"></td> <td data-bbox="1988 716 2436 810"> <u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u>  L=693m W=4.0m (削除) </td> <td data-bbox="2448 716 2573 810">新城市</td> <td data-bbox="2585 716 2739 810">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 810 1798 905"></td> <td data-bbox="1810 810 1976 905"></td> <td data-bbox="1988 810 2436 905">上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m</td> <td data-bbox="2448 810 2573 905">新城市</td> <td data-bbox="2585 810 2739 905">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 905 1798 999"></td> <td data-bbox="1810 905 1976 999"></td> <td data-bbox="1988 905 2436 999"> <u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u>  L=228m W=4.0m (削除) </td> <td data-bbox="2448 905 2573 999">新城市</td> <td data-bbox="2585 905 2739 999">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 999 1798 1094"></td> <td data-bbox="1810 999 1976 1094"></td> <td data-bbox="1988 999 2436 1094">作角線 (改良) L=300m W=3.0m</td> <td data-bbox="2448 999 2573 1094">新城市</td> <td data-bbox="2585 999 2739 1094">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1094 1798 1188"></td> <td data-bbox="1810 1094 1976 1188"></td> <td data-bbox="1988 1094 2436 1188">(追加)</td> <td data-bbox="2448 1094 2573 1188">(追加)</td> <td data-bbox="2585 1094 2739 1188">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1188 1798 1283"></td> <td data-bbox="1810 1188 1976 1283"></td> <td data-bbox="1988 1188 2436 1283">赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1188 2573 1283">新城市</td> <td data-bbox="2585 1188 2739 1283">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1283 1798 1377"></td> <td data-bbox="1810 1283 1976 1377"></td> <td data-bbox="1988 1283 2436 1377">(追加)</td> <td data-bbox="2448 1283 2573 1377">(追加)</td> <td data-bbox="2585 1283 2739 1377">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1377 1798 1472"></td> <td data-bbox="1810 1377 1976 1472"></td> <td data-bbox="1988 1377 2436 1472">登立線 (舗装) L=800m W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1377 2573 1472">新城市</td> <td data-bbox="2585 1377 2739 1472">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1472 1798 1566"></td> <td data-bbox="1810 1472 1976 1566"></td> <td data-bbox="1988 1472 2436 1566">(追加)</td> <td data-bbox="2448 1472 2573 1566">(追加)</td> <td data-bbox="2585 1472 2739 1566">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1566 1798 1661"></td> <td data-bbox="1810 1566 1976 1661"></td> <td data-bbox="1988 1566 2436 1661">(追加)</td> <td data-bbox="2448 1566 2573 1661">(追加)</td> <td data-bbox="2585 1566 2739 1661">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1661 1798 1755"></td> <td data-bbox="1810 1661 1976 1755"></td> <td data-bbox="1988 1661 2436 1755">(追加)</td> <td data-bbox="2448 1661 2573 1755">(追加)</td> <td data-bbox="2585 1661 2739 1755">(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1755 1798 1850"></td> <td data-bbox="1810 1755 1976 1850"></td> <td data-bbox="1988 1755 2436 1850">ノッカド線 (危険地対策) L=27m (変更) W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1755 2573 1850">新城市</td> <td data-bbox="2585 1755 2739 1850">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1850 1798 1934"></td> <td data-bbox="1810 1850 1976 1934"></td> <td data-bbox="1988 1850 2436 1934">立岩線 (危険地対策) L=17m (変更) W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1850 2573 1934">新城市</td> <td data-bbox="2585 1850 2739 1934">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1934 1798 1934"></td> <td data-bbox="1810 1934 1976 1934"></td> <td data-bbox="1988 1934 2436 1934">高松田代線 (危険地対策) L=39m (変更) W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1934 2573 1934">新城市</td> <td data-bbox="2585 1934 2739 1934">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1934 1798 1934"></td> <td data-bbox="1810 1934 1976 1934"></td> <td data-bbox="1988 1934 2436 1934"> <u>神田道瓦線 (舗装) (削除)</u>  L=2,400m W=4.0m (削除) </td> <td data-bbox="2448 1934 2573 1934">新城市</td> <td data-bbox="2585 1934 2739 1934">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1934 1798 1934"></td> <td data-bbox="1810 1934 1976 1934"></td> <td data-bbox="1988 1934 2436 1934">神田道瓦線 (改良) L=140m (変更) W=4.0m</td> <td data-bbox="2448 1934 2573 1934">新城市</td> <td data-bbox="2585 1934 2739 1934">作手地区</td> </tr> </table>					(3) 林道	(追加)	(追加)	(追加)			山中線 (舗装) L=2,235m W=3.6m (変更)	新城市	鳳来地区			<u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u> L=693m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区			上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m	新城市	作手地区			<u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u> L=228m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区			作角線 (改良) L=300m W=3.0m	新城市	鳳来地区			(追加)	(追加)	(追加)			赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m	新城市	作手地区			(追加)	(追加)	(追加)			登立線 (舗装) L=800m W=4.0m	新城市	作手地区			(追加)	(追加)	(追加)			(追加)	(追加)	(追加)			(追加)	(追加)	(追加)			ノッカド線 (危険地対策) L=27m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区			立岩線 (危険地対策) L=17m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区			高松田代線 (危険地対策) L=39m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区			<u>神田道瓦線 (舗装) (削除)</u> L=2,400m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区			神田道瓦線 (改良) L=140m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区
	(3) 林道	<u>山中線 (改良)</u> L=200m W=3.0m	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
		山中線 (舗装) L=2,235m W=3.0m	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
		上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		作角線 (改良) L=300m W=3.0m	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
		<u>赤羽根鴨ヶ谷線 (危険地対策)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>登立線 (改良)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		登立線 (舗装) L=800m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>徳衛線 (危険地対策)</u> L=300m W=5.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>本宮線 (危険地対策)</u> L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>子生堂線 (危険地対策)</u> L=100m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		ノッカド線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		立岩線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		高松田代線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		神田道瓦線 (改良) L=1,061m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		神田道瓦線 (舗装)	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
	(3) 林道	(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		山中線 (舗装) L=2,235m W=3.6m (変更)	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
		<u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u> L=693m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3.6m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>神田道瓦線 (改良) (削除)</u> L=228m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		作角線 (改良) L=300m W=3.0m	新城市	鳳来地区																																																																																																																																																																														
		(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		登立線 (舗装) L=800m W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																														
		ノッカド線 (危険地対策) L=27m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		立岩線 (危険地対策) L=17m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		高松田代線 (危険地対策) L=39m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		<u>神田道瓦線 (舗装) (削除)</u> L=2,400m W=4.0m (削除)	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														
		神田道瓦線 (改良) L=140m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区																																																																																																																																																																														

			<b>L=4.740m</b> W=4.0m			神田道瓦線 (舗装)	新城市	作手地区
			大立歯朶ノ入線 (改良) L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区	<u>L=2.070m (変更)</u> W=4.0m		
			大立歯朶ノ入線 (舗装) L=2,400m W=4.0m	新城市	鳳来地区	大立歯朶ノ入線 (改良) L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			田代古戸線 (開設) L=450m W=4.0m	新城市	作手地区	<u>大立歯朶ノ入線 (危険地対策) (削除)</u> <u>L=50m W=4.0m (削除)</u>	<u>新城市</u> <u>(削除)</u>	<u>鳳来地区</u> <u>(削除)</u>
			登ヶ城線 (開設:計画調査) L=2,000m W=4.0m	新城市	作手地区	大立歯朶ノ入線 (舗装) L=2,400m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			高土線 (開設:計画調査) L=3,200m W=4.0m	新城市	鳳来地区	田代古戸線 (開設) L=450m W=4.0m	新城市	作手地区
			ザット沢線 (開設:計画調査) L=2,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区	登ヶ城線 (開設:計画調査) L=2,000m W=4.0m	新城市	作手地区
			<u>上島田線 (危険地対策)</u> <u>L=200m W=4.0m</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	高土線 (開設:計画調査) L=3,200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			松峯線 (改良) <u>L=100m</u> W=4.0m	新城市	鳳来地区	ザット沢線 (開設:計画調査) L=2,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			大島黒沢線 (改良) L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区	<u>ハンノ木線 (改良) (削除)</u> <u>L=200m W=4.0m (削除)</u>	<u>新城市</u> <u>(削除)</u>	<u>鳳来地区</u> <u>(削除)</u>
			<u>唐沢線 (改良)</u> <u>L=100m W=3.0m</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
			<u>唐沢線 (舗装)</u> <u>L=1,000m W=3.0m</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	松峯線 (危険地対策) (変更) <u>L=50m (変更)</u> W=4.0m	新城市	鳳来地区
			愛郷本線 (危険地対策) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区	大島黒沢線 (改良) L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			善夫愛郷線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	作手地区	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
			向山線 (改良) L=100m W=3.0m	新城市	作手地区	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
			東山勘蔵線 (危険地対策) <u>L=100m</u> W=4.0m	新城市	作手地区	愛郷本線 (改良) (変更) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
			大島夏明線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区	善夫愛郷線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	作手地区
			大島夏明線 (舗装) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区	向山線 (改良) L=100m W=3.0m	新城市	作手地区
			<u>向久保線 (改良)</u> <u>L=100m W=4.0m</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>井戸入線 (改良) (削除)</u> <u>L=100m W=4.0m (削除)</u>	<u>新城市</u> <u>(削除)</u>	<u>鳳来地区</u> <u>(削除)</u>
			<u>向久保六田沢線 (改良)</u> <u>L=100m W=4.0m</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	東山勘蔵線 (危険地対策) <u>L=80m (変更)</u> W=4.0m	新城市	作手地区
						高野線 (舗装) (削除) <u>L=500m W=3.0m (削除)</u>	<u>新城市</u> <u>(削除)</u>	<u>鳳来地区</u> <u>(削除)</u>
						大島夏明線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区

		六田沢栃木線 (危険地対策) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区			大島夏明線 (舗装) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
		<u>高畑線 (改良)</u> L=100m W=3.0m	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		作角線 (舗装) L=2,140m W=3.0m	新城市	鳳来地区		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		大島黒沢線 (舗装) L=4,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区		<u>六田沢栃木線 (改良) (削除)</u> L=200m W=4.0m (削除)	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>(削除)</u>
		<u>庄ノ沢線 (改良)</u> L=200m W=4.0m	<u>新城市</u>	<u>作手地区</u>		六田沢栃木線 (危険地対策) L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区	
		庄ノ沢線 (舗装) L=1,200m W=4.0m	新城市	作手地区		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		平沢線 (舗装) L=730m W=4.0m	新城市	作手地区		<u>鉛山線 (舗装) (削除)</u> L=450m W=3.6m (削除)	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>(削除)</u>
		和田田代線 (開設) L=3,000m W=4.0m	愛知県	作手地区		作角線 (舗装) L=2,140m W=3.0m	新城市	鳳来地区	
		<u>南洞線 (改良)</u> L=200m W=3.0m	<u>新城市</u>	<u>作手地区</u>		<u>落ノ沢鳳来線 (舗装) (削除)</u> L=700m W=3.6m (削除)	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>(削除)</u>
		<u>南洞線 (舗装)</u> L=1,000m W=3.0m	<u>新城市</u>	<u>作手地区</u>		大島黒沢線 (舗装) L=4,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区	
		和田田代線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	作手地区		<u>高土線 (舗装) (削除)</u> L=1,800m W=4.0m (削除)	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>	<u>(削除)</u>
		和田田代線 (危険地対策) L=100m W=4.0m	新城市	作手地区		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		和田田代線 (舗装) L=2,100m W=4.0m	新城市	作手地区		庄ノ沢線 (舗装) L=1,200m W=4.0m	新城市	作手地区	
		雁峰線 (県営林道改良事業) L=250m W=4.0m	愛知県	鳳来地区		平沢線 (舗装) L=730m W=4.0m	新城市	作手地区	
		上新戸黒淵線 (開設) L=4,000m W=4.0m	愛知県	鳳来地区		和田田代線 (開設) L=3,000m W=4.0m	愛知県	作手地区	
		上新戸黒淵線 (改良) L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		<u>高野線 (改良)</u> L=200m W=3.0m	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
		<u>高野線 (舗装)</u> L=800m W=3.0m	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>		和田田代線 (改良) L=100m W=4.0m	新城市	作手地区	
		<u>船山線 (改良)</u> L=200m W=3.6m	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>		和田田代線 (危険地対策) L=30m (変更) W=4.0m	新城市	作手地区	
		<u>船山線 (舗装)</u>	<u>新城市</u>	<u>鳳来地区</u>		和田田代線 (舗装) L=2,100m W=4.0m	新城市	作手地区	
						雁峰線 (県営林道改良事業) L=250m W=4.0m	愛知県	鳳来地区	
						上新戸黒淵線 (開設) L=4,000m W=4.0m	愛知県	鳳来地区	
						上新戸黒淵線 (改良)	新城市	鳳来地区	

			L=1,000m W=3.6m 鳳地線 (改良) L=100m W=3.0m 杉平田代線 (開設) L=2,400m W=4.0m	新城市 愛知県	鳳来地区 作手地区			L=200m W=4.0m (追加) (追加) (追加) (追加) 上新戸黒淵線 (危険地対策) (削除) L=50m W=4.0m (削除) 赤石線 (舗装) (削除) L=100m W=3.0m (削除) 鳳地線 (危険地対策) (変更) L=50m (変更) W=3.0m 大血沢線 (危険地対策) (削除) L=30m W=3.6m (削除) 大沢大田輪線 (舗装) (削除) L=600m W=3.0m (削除) 田代荒原線 (変更) (開設) L=4,000m W=4.0m	(追加) (追加) (追加) (追加) 新城市 (削除) 新城市 (削除) 新城市 (削除) 新城市 (削除) 新城市 (削除) 愛知県	(追加) (追加) (追加) (追加) 鳳来地区 (削除) 鳳来地区 (削除) 鳳来地区 (削除) 鳳来地区 (削除) 鳳来地区 (削除) 作手地区
52 頁		(5)消防施設	高規格救急自動車 2台 耐震性貯水槽 40 m³型 8基	新城市 新城市	鳳来地区 東栄地区 鳳来地区		(5)消防施設	高規格救急自動車 3台 (変更) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 (削除) 耐震性貯水槽 40 m³型 4基 (変更)	新城市 (削除) 新城市	鳳来地区 東栄地区 豊根地区 (削除) 作手地区 (削除) 鳳来地区
62 頁			電子カルテシス テム更新 電話機更新	新城市 新城市	作手地区 作手地区	(追加)				
64 頁 18 行～24 行	ア 学校教育 昭和 31 年鳳来町として合併した当時には、小学校 19 校 1 分校、中学校 6 校 1 分校が設置されていたが、昭和 37 年度から学校統合を積極的に推進し、現在小学校 5 校、中学校 1 校となった。しかし、その多くは小規模校であり、近年の人口の減少、少子化の傾向などから、今後もさらに小規模化に拍車がかかりそうな状況である。 施設については、校舎、屋内運動場、プールなど順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要がある。特に生活様式の変化に伴いトイレの洋式化は急務となっている。また、学校給食においては、施設の老朽化や慢性的な調理員不足、増加するアレルギー対応食へ					ア 学校教育 昭和 31 年鳳来町として合併した当時には、小学校 19 校 1 分校、中学校 6 校 1 分校が設置されていたが、昭和 37 年度から学校統合を積極的に推進し、現在小学校 5 校、中学校 1 校となった。しかし、その多くは小規模校であり、近年の人口の減少、少子化の傾向などから、今後もさらに小規模化に拍車がかかりそうな状況である。 施設については、校舎、屋内運動場、プールなど順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要がある。(追加) また、(変更)学校統廃合により、それぞれの学校は広い校区を持つようになり、児				

	<p><u>の対応、衛生管理基準への対応等様々な課題が山積し、今後も安全安心な給食を安定的に提供し続けることが困難な状況になっていることから、現在の自校調理方式を共同調理場方式へ転換し、共同調理場から新城・鳳来地区の小中学校へ給食を配送する必要が生じている。</u></p> <p><u>そして、学校統廃合により、それぞれの学校は広い校区を持つようになり、児童、生徒の通学には、鉄道、バスの公共交通機関やスクールバスの運行が不可欠であり、公共交通機関の存続は、学校教育のうえからも重要な課題となっている。</u></p>				<p>童、生徒の通学には、鉄道、バスの公共交通機関やスクールバスの運行が不可欠であり、公共交通機関の存続は、学校教育のうえからも重要な課題となっている。</p>																																	
<p>64 頁 6 行</p>	<p>施設については、校舎、屋内運動場など順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要がある。<u>特に生活様式の変化に伴いトイレの洋式化は急務となっている。</u></p>				<p>施設については、校舎、屋内運動場、プールなど順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要がある。<u>(追加)</u></p>																																	
<p>64 頁 23 行～27 行</p>	<p>また、給食について、現在の自校調理方式から共同調理場方式へ移行するための<u>共同調理場を整備し、そこから新城・鳳来地区の小中学校に給食を配送し、各学校側の給食受入れの施設改修工事を行う。</u></p> <p>そのほか、遠距離通学対策の<u>登下校に必要なバス運行の確保や学校に配備しているスクールバスを定期的に更新し</u>、児童、生徒の交通手段を確保する。</p>				<p>また、給食について、<u>今後 (削除) 現在の自校調理方式から共同調理場方式へ移行するため、全ての (変更) 小中学校において (変更)、給食受入れの (追加) 改修工事を行う。</u></p> <p>そのほか、遠距離通学対策の<u>スクールバスを定期的に更新し (変更)</u>、児童、生徒の交通手段を確保する。</p>																																	
<p>66 頁～67 頁</p>	<p>9 教育の振興</p>	<p>(1) 学校教育 関連施設 校舎</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 1003 1320 1087">鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、測量委託)</td> <td data-bbox="1329 1003 1439 1087">新城市</td> <td data-bbox="1448 1003 1587 1087">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1094 1320 1178">鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)</td> <td data-bbox="1329 1094 1439 1178">新城市</td> <td data-bbox="1448 1094 1587 1178">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1184 1320 1268"><u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(鳳来中部小・東陽小・鳳来東小・鳳来中)</u></td> <td data-bbox="1329 1184 1439 1268">新城市</td> <td data-bbox="1448 1184 1587 1268">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1274 1320 1358"><u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(作手中)</u></td> <td data-bbox="1329 1274 1439 1358">新城市</td> <td data-bbox="1448 1274 1587 1358">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1365 1320 1583"><u>給食受入施設改修工事、実施設計業務委託、</u> <u>工事監理委託、給食室等解体工事、備品購入</u> <u>費等</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)</td> <td data-bbox="1329 1365 1439 1583">新城市</td> <td data-bbox="1448 1365 1587 1583">鳳来地区</td> </tr> </table>	鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、測量委託)	新城市	鳳来地区	鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)	新城市	鳳来地区	<u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(鳳来中部小・東陽小・鳳来東小・鳳来中)</u>	新城市	鳳来地区	<u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(作手中)</u>	新城市	作手地区	<u>給食受入施設改修工事、実施設計業務委託、</u> <u>工事監理委託、給食室等解体工事、備品購入</u> <u>費等</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)	新城市	鳳来地区			<p>(1) 学校教育 関連施設 校舎</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1967 1003 2448 1129">鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、 測量委託)</td> <td data-bbox="2457 1003 2567 1129">新城市</td> <td data-bbox="2576 1003 2745 1129">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1136 2448 1220">鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)</td> <td data-bbox="2457 1136 2567 1220">新城市</td> <td data-bbox="2576 1136 2745 1220">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1226 2448 1268"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2457 1226 2567 1268"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2576 1226 2745 1268"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1274 2448 1316"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2457 1274 2567 1316"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2576 1274 2745 1316"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1323 2448 1449">給食受入施設改修工事 <u>(追加)</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)</td> <td data-bbox="2457 1323 2567 1449">新城市</td> <td data-bbox="2576 1323 2745 1449">鳳来地区</td> </tr> </table>	鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、 測量委託)	新城市	鳳来地区	鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)	新城市	鳳来地区	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	給食受入施設改修工事 <u>(追加)</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)	新城市	鳳来地区	
鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、測量委託)	新城市	鳳来地区																																				
鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)	新城市	鳳来地区																																				
<u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(鳳来中部小・東陽小・鳳来東小・鳳来中)</u>	新城市	鳳来地区																																				
<u>トイレ洋式化工事、実施設計等</u> <u>(作手中)</u>	新城市	作手地区																																				
<u>給食受入施設改修工事、実施設計業務委託、</u> <u>工事監理委託、給食室等解体工事、備品購入</u> <u>費等</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)	新城市	鳳来地区																																				
鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、 測量委託)	新城市	鳳来地区																																				
鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)	新城市	鳳来地区																																				
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																				
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																				
給食受入施設改修工事 <u>(追加)</u> (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)	新城市	鳳来地区																																				
<p>屋内運動場</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 1589 1320 1673">鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="1329 1589 1439 1673">新城市</td> <td data-bbox="1448 1589 1587 1673">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1680 1320 1764">黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="1329 1680 1439 1764">新城市</td> <td data-bbox="1448 1680 1587 1764">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1770 1320 1854">作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="1329 1770 1439 1854">新城市</td> <td data-bbox="1448 1770 1587 1854">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1860 1320 1944">作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="1329 1860 1439 1944">新城市</td> <td data-bbox="1448 1860 1587 1944">作手地区</td> </tr> </table>	鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区	黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区	作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区	作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区	<p>屋内運動場</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1967 1455 2448 1539">鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="2457 1455 2567 1539">新城市</td> <td data-bbox="2576 1455 2745 1539">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1545 2448 1629">黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="2457 1545 2567 1629">新城市</td> <td data-bbox="2576 1545 2745 1629">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1635 2448 1719">作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="2457 1635 2567 1719">新城市</td> <td data-bbox="2576 1635 2745 1719">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1726 2448 1810">作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="2457 1726 2567 1810">新城市</td> <td data-bbox="2576 1726 2745 1810">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1816 2448 1900">鳳来中部小学校屋内運動場 床塗装等改修工事</td> <td data-bbox="2457 1816 2567 1900">新城市</td> <td data-bbox="2576 1816 2745 1900">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1967 1906 2448 1948"><u>鳳来中部小学校屋内運動場等 (削除)</u></td> <td data-bbox="2457 1906 2567 1948">新城市</td> <td data-bbox="2576 1906 2745 1948">鳳来地区</td> </tr> </table>	鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区	黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区	作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区	作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区	鳳来中部小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区	<u>鳳来中部小学校屋内運動場等 (削除)</u>	新城市	鳳来地区					
鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区																																				
黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区																																				
作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区																																				
作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区																																				
鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区																																				
黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区																																				
作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区																																				
作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区																																				
鳳来中部小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区																																				
<u>鳳来中部小学校屋内運動場等 (削除)</u>	新城市	鳳来地区																																				

			鳳来中部小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区			水銀灯更新工事 (削除)	(削除)	(削除)	
	スクールバス	作手地区小中学校 スクールバス購入		新城市	作手地区			東陽小学校屋内運動場等 (削除)	新城市	鳳来地区	
		鳳来地区小中学校 スクールバス購入		新城市	鳳来地区			水銀灯更新工事 (削除)	(削除)	(削除)	
	給食施設	<b>共同調理場建設工事、ネットワーク工事、 イントラ新設工事、工事監理委託、駐車場 整備工事、備品購入費等</b> <u>(配送先：鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)</u>		新城市	鳳来地区			鳳来中学校屋内運動場等 (削除)	新城市	鳳来地区	
	(3)集会施設、 体育施設等 集会施設 体育施設	鳳来総合支所 (集会施設含む) 支所等建設工事、現庁舎等解体工事、工事監 理委託、備品購入等		新城市	鳳来地区			鳳来寺小学校屋内運動場等 (削除)	新城市	鳳来地区	
		鬼久保ふれあい広場整備事業 プール・体育館・艇庫改修工事		新城市	作手地区			水銀灯更新工事 (削除)	(削除)	(削除)	
		ふれあいパークほうらい 夜間照明施設改修工事		新城市	鳳来地区			鳳来寺小学校屋内運動場等 (削除)	新城市	鳳来地区	
		旧開成小学校体育館 バスケットゴール改修工事		新城市	作手地区			水銀灯更新工事 (削除)	(削除)	(削除)	
								スクールバス	作手地区小中学校 スクールバス購入	新城市	作手地区
								鳳来中学校 (変更)	新城市	鳳来地区	
								スクールバス購入			
								(追加)	(追加)	(追加)	
								(3)集会施設、 体育施設等 集会施設 体育施設	鳳来総合支所 (集会施設含む) 支所等建設工事、現庁舎等解体工事、工 事監理委託、備品購入等	新城市	鳳来地区
								鬼久保ふれあい広場整備事業 プール・体育館・艇庫改修工事	新城市	作手地区	
								ふれあいパークほうらい 夜間照明施設改修工事	新城市	鳳来地区	
								(追加)	(追加)	(追加)	

72 頁

		文化イベント開催事業 (古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体とな り、市内外の人々を呼び込む文化イベントを 開催する。 「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。 「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図る とともに、魅力あるまちづくりを推進する。	新城市	作手地区			文化イベント開催事業 (つくでの森の音楽祭・(削除)古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体とな り、市内外の人々を呼び込む文化イベントを 開催する。 「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。 「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図る とともに、魅力あるまちづくりを推進する。	新城市	作手地区
--	--	--	-----	------	--	--	--	-----	------

87 頁

		<p>文化イベント開催事業 (古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体となり、市内外の人々を呼び込む文化イベントを開催する。 「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。 「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進する。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		<p>文化イベント開催事業 (つくでの森の音楽祭・(削除)古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体となり、市内外の人々を呼び込む文化イベントを開催する。 「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。 「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進する。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
--	--	--	-----	----------------------------	--	--	-----	----------------------------

## 第62号議案

### 市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下 江 洋 行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	名号旧学校線	新城市名号字袋林46番1地先	
		新城市名号字袋林27番地先	
2	向小吹1号線	新城市富岡字向小吹48番地先	
		新城市富岡字向小吹41番地先	
3	向小吹2号線	新城市富岡字向小吹51番地先	
		新城市富岡字向小吹52番地先	
4	清水野箕打平線	新城市一畝田字清水野12番12地先	
		新城市富岡字箕打平11番2地先	
5	巢山線	新城市細川字土合2番地先	
		新城市巢山字南川50番1地先	
6	宮脇登矢場線	新城市門谷字黒谷23番3地先	
		新城市門谷字トヤバ1番1地先	

### 理 由

この案を提出するのは、名号温泉の廃止及び路線の見直しにより、市道を廃止するため必要があるからである。

## 第63号議案

### 市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

新城市長 下江洋行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	南畑5号線	新城市字南畑52番1地先	
		新城市字南畑52番1地先	
2	東末旨4号線	新城市石田字東末旨11番5地先	
		新城市石田字東末旨10番地先	
3	西入船7号線	新城市字西入船69番11地先	
		新城市字西入船71番11地先	
4	平井原6号線	新城市平井字原106番3地先	
		新城市平井字原106番4地先	
5	平井中田7号線	新城市平井字中田21番13地先	
		新城市平井字中田21番16地先	
6	箕打平清水野線	新城市富岡字箕打平11番2地先	
		新城市一畷田字清水野15番2地先	
7	長篠2号線	新城市長篠字久保畑1番2地先	
		新城市長篠字久保畑3番1地先	
8	乗本浜射場長筋線	新城市乗本字浜射場7番1地先	
		新城市乗本字長筋92番6地先	
9	巢山2号線	新城市巢山字ハマイバ50番1地先	
		新城市巢山字ハマイバ64番1地先	

### 理 由

この案を提出するのは、路線の再編により、市道に認定するため必要があるからである。